

高額療養費の「申請手続きの簡素化」について

国民健康保険法施行規則の一部が改正されたことにより、70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の高額療養費の支給申請について、市町村の判断により手続きを簡素化することが可能となりました。

つきましては、令和元年12月より志摩市国民健康保険の高額療養費の支給対象となる被保険者の負担を軽減することを目的として、実質的な申請を初回時のみとし、高額療養費の申請手続きの簡素化（高額療養費の自動払戻）を行います。

○適用要件について

対象となるのは、次の要件を全て満たす世帯です。

- (1) 世帯に属する被保険者全員が70歳から74歳まで
- (2) 世帯主が70歳以上
- (3) 国民健康保険税の滞納がない

上記の要件を満たしていても、医療機関が実施している事業などにより自己負担額が減免されているなど、その都度、領収書の確認が必要なときには、お受けできない場合があります。

○同意事項について

高額療養費の申請手続きの簡素化（高額療養費の自動払戻）を行うにあたっては、次の事項に同意いただきます。

- ・申し込みにあたり、必要な公簿（診療点数など）を閲覧されること。
- ・医療費の一部負担金支払いについて、志摩市から医療機関等へ照会すること。
- ・医療費の一部負担金を支払っていなかった場合には、支給済みの高額療養費を返還すること。
- ・支給済みの高額療養費の金額が減額となった場合、減額された金額を返還すること。

裏面へ続きます

○解除について

- ・適用要件に該当しなくなった場合は、自動払戻は解除となります。
- ・世帯主が変わった場合や、国民健康保険証の記号番号が変更になった場合にも、自動払戻は解除となります。
- ・自動払戻が解除となった場合、以後の高額療養費については毎月の申請が必要です。
- ・ご自身による、自動払戻の解除をご希望される場合は、申込書（解除）の提出が必要です。

○その他注意事項について

- ・第三者行為又は業務上の事故による傷病により診療を受けた場合は、ご連絡をお願いします。
 - ・自動払戻を適用中は、支給がある場合のみ支給決定通知書を送付します。
 - ・自動払戻を適用中は、高額療養費申請手続きのご案内の申請書は送付されません。
 - ・口座番号の誤り等により口座振替ができなかった場合は、金融機関口座通帳等をご持参のうえ、申請書（変更）の提出が必要となります。
- ★75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には別途後期高齢者医療制度において、高額療養費の手続きが必要となります。

※令和元年12月以前に高額療養費の申請案内がされているものは、対象となりません。
過去の申請分については、従来通り、申請書に記入捺印し、申請書と領収書を持って申請手続きをしてください。



《問い合わせ先》

志摩市役所保険年金課

（本庁1階4番窓口）

電話 44-0213

FAX 44-5260